（地方踏切道改良計画の記載事項）

**第六条**　法第四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　改良を実施する踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名

二　工事の概要

三　工事に要する費用の総額及びその内訳

四　工事着手予定時期及び工事完了予定時期

五　踏切道の近傍に立地する他の踏切道に関する事項がある場合には、その事項

六　前各号に掲げるもののほか、踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

（国踏切道改良計画の記載事項）

**第七条**　法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第十二条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による指定踏切道の」に改め、同条を第八条とする。

第十三条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による指定踏切道の」に改め、同条を第九条とする。

第十四条中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十条とする。

第十五条中「第十二条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条中「第十二条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条を第十四条とする。

第十九条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条中「次の」を「第二条第一号から第三号までの」に改め、同条各号を削り、同条を第十六条とする。

第二十一条第一項中「第十一条」を「第十三条」に改め、「報告書を」の下に「、鉄道事業者にあっては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、国土交通大臣以外の道路管理者にあっては国土交通大臣に、それぞれ」を加え、同条を第十七条とする。

第二十二条及び別表を削る。

第一号様式中「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第三号様式中「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による指定踏切道の」に改める。

（道路法施行規則の一部改正）

**第二条**　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の十七の次に次の四条を加える。

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

**第四条の十八**　法第四十八条の二十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（道路協力団体の指定）

**第四条の十九**　法第四十八条の二十第一項の規定による指定は、法第四十八条の二十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

（道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等）

**第四条の二十**　法第四十八条の二十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一　看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの

二　令第七条第九号の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三　令第七条第十二号の車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（前号に掲げる施設に設けるものを除く。）

四　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

五　標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

六　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

七　次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

イ　広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

ロ　露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ　看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

**第四条の二十一**　法第四十八条の二十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。

一　法第二十四条本文の規定による承認　花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取りその他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持

二　法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可　工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の二十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。）

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

**第三条**　開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を削り、「同意をし」の下に「、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立し」を加える。

第四条第一項中「又は法」を「法」に改め、「により同意をし」の下に「、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立し」を加え、「又は当該占用」を「当該占用」に改め、「の同意をし」の下に「、又は当該占用の協議が成立し」を加える。

第四条の二中「又は法」を「法」に改め、「同意をし」の下に「、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立し」を加える。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

**第四条**　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の八第一項第四号中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。